

1. 議事日程（第1日目）  
（予算決算常任委員会）

令和2年 3月 5日  
午前 9時00分 開会  
於 第1委員会室

- 1、開 会  
2、議 題

(1) 議案第30号 令和2年度安芸高田市一般会計予算

- 3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（16名）

委員長	青 原 敏 治	副委員長	大 下 正 幸
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	玉 井 直 子	委員	山 根 温 子
委員	前 重 昌 敬	委員	石 飛 慶 久
委員	児 玉 史 則	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	宍 戸 邦 夫
委員	秋 田 雅 朝	委員	塚 本 近 悟
委員	金 行 哲 昭	委員	水 戸 眞 悟

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（47名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
総 務 部 長	西 岡 保 典	企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩
消 防 長	山 平 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	兼 村 恵
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	近 藤 修 二	消 防 署 長	益 田 輝 喜
総 務 課 長	内 藤 道 也	総 務 課 秘 書 広 報 室 長	新 谷 洋 子
情 報 管 理 課 長	竹 本 伸 治	危 機 管 理 課 長	神 田 正 広
財 産 管 理 課 長	稲 田 圭 介	財 政 課 長	高 藤 誠

政策企画課長	河本圭司	政策企画課特命担当課長	黒田貢一
地方創生推進課長	高下正晴	消防課長	吉川真治
警防課長	下津江健	行政委員会総合事務局長	国司秀信
財政課企画調整監	広瀬信之	危機管理課主幹	小川洋平
情報管理課課長補佐	安田勝明	危機管理課課長補佐	浮田雄治
消防総務課課長補佐	田中真二郎	消防課課長補佐兼通信指令係長	兼近高志郎
予防課課長補佐	彌益耕平	総務課行政係長	藤井伸樹
総務課職員係長	船津晃一	総務課秘書広報室秘書係長	岡崎聡子
総務課秘書広報室広報係長	下瀬秋穂	情報管理課情報・電算管理係長	大下幹成
危機管理課防災・生活安全係長	塚本真樹	危機管理課消防団係長	岡野順治
財産管理課管理・営繕係長	大田拓也	財政課財政係長	沖田伸二
政策企画課企画調整係長	森本貞彦	地方創生推進課定住促進係長	戸田邦昭
地方創生推進課まちづくり支援係長	岡本充行	会計課出納係長	平川隆浩
消防総務課総務係長	逸見飛鳥	消防課消防係長	大野法希
予防課予防係長	柚木歩	予防課指導係長	河野円
警防課警防係長	竹内豊	警防課救急係長	溝上辰弥
行政委員会総合事務局係長	大崎健治		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐		



午前 9時00分 開会

○青原委員長

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席委員は16名です。

定足数に達しておりますので、これより第10回予算決算常任委員会を開会いたします。

当委員会における議案の審査は、2月20日開会の、令和2年第1回定例会において付託のあった、議案第30号「令和2年度安芸高田市一般会計予算」の件から、議案第38号「令和2年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件であります。

本委員会の審査日程は、お手元の審査予定表のとおり、本日、6日及び、9日の3日間とし、11日を予備日といたします。

審査の順番は、本日が、総務部、企画振興部、会計課、行政委員会総合事務局、消防本部・消防署の審査を行い、6日に、市民部、福祉保健部、教育委員会、9日に、産業振興部、農業委員会、建設部、議会事務局の審査を行います。そして、全ての審査が終了した後、討論・採決を行いたいと思います。

この際、審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、お手元に配付しました「審査予定表」及び予算書に係る各課の該当ページを記載した「部局別・中事業別予算書掲載ページ一覧表」により部局ごとに審査することとし、担当課長から各課の説明を受けた後、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計の審査を行うことといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○青原委員長

異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

審査に先立ち、浜田市長から挨拶を受けます。

浜田市長。

○浜田市長

おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、公私とも大変お忙しいところ、予算決算常任委員会への御参集、まことに御苦勞でございます。

さて、本市における新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、3月2日に第3回目の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きまして、本市における3月10日の中学校、3月19日の小学校の卒業式につきましても、参加者を卒業生、卒業生の保護者、教職員として、規模を縮小して開催することを決定いたしました。

また、3月22日に予定しておりました来原小学校、船佐小学校の開校式は延期をすることを決定をいたしました。

また、支所等の会議室の利用につきましては、利用される団体に、当面の間、自粛をお願いしたところでございます。

今後も市民や参加者の健康安全面を第一に考え、状況に応じ、対策を検討してまいりたいと思っております。

さて、委員の皆様方には、本日から3月11日までの日程で、令和2年度の当初予算について審査をいただくわけでございます。令和2年度当初予算につきましては、去る2月20日の定例会初日において、経済の動向と本市の財政状況とあわせて、提案を申し上げましたとおり、新規事業を含め重要な政策的経費につきましては除外する骨格予算として編成いたしました。新市長の決定後に政策的経費を補正予算で肉づける考えを基本とした予算編成を行いました。

しかしながら、国、県、関係団体との連携、協調が必要な事業、既に継続的に実施をしてきた事業で、実施時期や工期の関係から補正予算では間に合わない事業、継続的に実施することにより、効果を発揮する事業などにつきましては、総合計画に掲げる実施計画に筋道をつけるための予算と位置づけ、必要最小限を当初予算に計上したところでございます。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○青原委員長

これより、審査に入ります。

議案第30号「令和2年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題といたします。

初めに、予算の概要について説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長

それでは、令和2年度安芸高田市当初予算案について、各部局からの説明の前に、全体的な予算の概要を、令和2年度安芸高田市当初予算資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

それでは資料の1ページをお開き願います。

令和2年度当初予算につきましては、4月に市長選挙が予定されていることもあり、政策的な経費を外したいいわゆる骨格予算を編成いたしました。政策的な経費につきましては、新市長が選出された後、速やかに補正予算で予算化することとしております。

今回の当初予算において、予算化しなかった政策的な経費の主なものの一つ目は、新規事業でございます。総合計画に関連する事業など、新規に実施する事業は、当初予算では予算化しておりません。

二つ目は、政策的な判断で実施している事業でございます。神楽などを生かしたまちづくりに関する事業や農業に関する補助など、市独自の政策的な判断で実施している事業については、当初予算では予算化しておりません。ただし、空き家改修補助金や子育て婚活住宅新築等の補助金など、急に事業を停止することで影響があるものにつきましては、

新市長の判断を仰ぐまでの当分の間の経費のみを予算化しております。

三つ目は、建設事業でございます。建設事業の箇所づけ、優先順位の決定につきましては、市長の政策的な判断によるものですので、当初予算では予算化をしておりません。ただし、前年度からの継続事業などで、年度当初から実施することになっている事業や、県営事業負担金などの負担金事業につきましては、全体の事務遂行に支障のないよう、予算化しております。

資料の2ページをごらんください。

一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計の当初予算額を示しております。

一般会計でございますが、令和2年度の予算額につきましては、184億8,300万円、前年度比27億5,300万円の減。率では、13%の減となっております。

次に、特別会計でございますが、公共下水道事業特別会計、及び特定環境保全公共下水道事業特別会計の廃止に伴い、小計は91億9,178万円、前年度比14億7,051万7,000円の減。率では、13.8%の減となっております。

また、下水道事業会計は、公共下水道事業特別会計と特定環境保全公共下水道事業特別会計を統合し、令和2年度より新たに公営企業会計を適用した事業会計を新設いたしました。第3条予算及び第4条予算の合計で、11億945万3,000円となっております。

また、水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算の合計で、15億1,554万5,000円、前年度比6,327万8,000円の減。率では4%の減となっております。

一般会計、特別会計、下水道事業会計、及び水道事業会計の合計は、302億9,977万8,000円、前年度比31億7,734万2,000円の減。率では9.5%の減となっております。

3ページをお開き願います。

こちらは、令和2年度の一般会計当初予算の歳入予算をまとめたものでございます。円グラフの歳入予算構成比を見ますと、地方交付税が全体の44.7%と最も高く、続いて市税が18.6%、国庫支出金が9%、県支出金が8.9%と続いております。

次に、款ごとに主な増減理由を御説明いたします。

1款の市税につきましては、34億4,635万7,000円を計上しております。前年度と比較して、771万1,000円、0.2%増加しております。軽自動車税の増が主な要因でございます。

2款の地方譲与税から10款の地方特例交付金は、県が示した推計数値を計上しております。

11款の地方交付税は、82億6,575万1,000円を計上しており、前年度比3,911万4,000円、0.5%の減少を見込んでおります。その内訳として、普通交付税を75億1,575万1,000円、特別交付税を7億5,000万円計上して

おります。普通交付税の合併特例加算措置が平成30年度で終了し、令和元年度から一本算定となりました。そうした中、新たな会計年度任用職員制度、幼児教育保育の無償化、仮称の地域社会再生事業費の措置が行われますが、予算額は0.1%の増とし、一定の財源は保留としております。

12款の交通安全対策特別交付金は、県が示した推計数値を計上しております。

13款分担金及び負担金は、1億2,215万3,000円で、前年度比1億1,449万8,000円、48.4%減少しております。これは建設事業を政策的経費として当初予算に組まなかったことが主な要因でございます。

14款の使用料及び手数料は、2億9,964万7,000円で、前年度比690万6,000円、2.3%減少しております。し尿処理手数料の減が主な要因でございます。

15款の国庫支出金は、16億6,435万9,000円で、前年度比5億660万5,000円、23.3%の減少。

16款の県支出金は、16億4,370万5,000円で、前年度比2億4,715万5,000円、13.1%の減少で、いずれも建設事業を政策的経費として当初予算に組まなかったことが主な要因でございます。

17款の財産収入は、5,164万1,000円で、前年度比847万5,000円、14.1%減少しております。光ネットワーク設備貸付収入の減が主な要因でございます。

18款の寄附金は、2億8,124万1,000円で、前年度比1億7,624万円、167.8%の増加でございます。ふるさと納税制度の寄附金の増が主な要因でございます。

19款の繰入金は、4億2,264万9,000円で、前年度比10億3,804万円、71.1%減少しております。基金繰入金の減が主な要因でございます。

20款の繰越金は、1,000万円を計上しております。

21款の諸収入は、1億6,960万7,000円で、前年度比241万9,000円、1.4%減少しております。農泊推進事業貸付元金収入の減が主な要因でございます。

22款の市債は、10億6,980万円で、前年度比10億9,130万円、50.5%減少しております。建設事業を政策的経費として当初予算に組まなかったことが主な要因でございます。

4ページのほうをごらんください。

こちらは、歳出予算を目的別にまとめたものでございます。円グラフの目的別予算構成比を見ますと、民生費が30.7%と最も高く、公債費が16.8%、総務費が15.6%、衛生費が7.7%と続いております。

5ページをお開き願います。

こちらは、歳出予算を性質別にまとめたものでございます。円グラフの性質別予算構成比を見ますと、人件費が18.8%と最も高く、続いて物件費が17.3%、公債費が16.8%と続いております。

次に費目ごとに主な増減理由を御説明いたします。

義務的経費は、92億6,510万7,000円で、前年度比6億3,840万7,000円、6.4%減少しております。

内訳を見ますと、人件費は、34億6,980万6,000円で、前年度比2億7,757万4,000円、7.4%減少しております。退職手当組合負担金の減が主な要因でございます。

扶助費は、26億8,226万1,000円で、前年度比41万9,000円減少しております。児童扶養手当の減が主な要因でございます。

公債費は、31億1,304万円で、前年度比3億6,041万4,000円、10.4%減少しております。市債償還元金の減が主な要因でございます。

投資的経費は、9億3,797万8,000円で、前年度比21億1,640万9,000円、69.3%減少しております。建設的事業を政策的経費として当初予算に組み込まなかったことが主な要因でございます。

その他の経費は、82億7,991万5,000円で、前年度比181万6,000円増加しております。

内訳を見ますと、物件費は31億9,301万8,000円で、前年度比7,019万6,000円、2.2%減少をしております。会計年度任用職員制度の導入に伴います賃金の皆減が主な要因でございます。

維持補修費は、1億2,026万7,000円で、前年度比575万8,000円、5%増加しております。清流園設備修繕費の増が主な要因でございます。

補助費等では、23億9,399万5,000円で、前年度比3,533万円、1.5%増加をしております。ふるさと応援寄附の記念品の増が主な要因でございます。

積立金は、5億2,483万4,000円で、前年度比753万円、1.5%増加しております。森林環境贈与税基金積立金の増が要因でございます。

貸付金は、1,124万円で、前年度比652万円、36.7%減少いたしております。農泊推進事業、市奨学金貸付金の減が主な要因でございます。

繰出金は、20億656万1,000円で、前年度比2,991万4,000円、1.5%増加しております。国保、介護保険特別会計への繰出金の増が主な要因でございます。

6ページのほうをごらんください。

上段の表は、歳入の推移でございます。

交付税の減につきましては、普通交付税の合併特例加算措置が平成30年度で終了し、令和元年度から一本算定となった影響によるものでございます。

市債につきましては、骨格予算となった令和2年度については令和元年度と比べ、大きく減少をしております。

下段の表でございますが、これは歳出の推移でございます。

人件費につきましては、第4次職員定員適正化計画に沿って取り組みを進めているところであり、減少傾向にございます。

公債費につきましても起債の繰上償還などを進めた結果、減少傾向に

ございます。

普通建設費につきましては、骨格予算となった令和2年度については、令和元年度と比べ大きく減少しております。

7ページをお開き願います。

こちらは、普通建設事業費の概要を記載しております。8ページに合計を記載しておりますが、7億5,986万6,000円を計上しております。

次に9ページをお開き願います。

こちらは、市単独補助金を記載しております。

ページをめくっていただいて12ページのほうに合計を記載しておりますが、3億9,618万4,000円を計上しております。

次に13ページをお開き願います。こちらは、公の施設における指定管理施設を整理しております。

ずっと開いていただいて16ページに指定管理料の予算額の合計を記載しており、合計で6億6,406万2,000円を計上しております。

17ページをお開き願います。

こちらは節別予算集計表を掲載しております。なお、地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、令和2年度当初予算から歳出予算に係る7節の賃金が廃止され、8節以降の節番号が繰り上がっております。

次に21ページをお開き願います。こちらは款別予算一覧表を掲載しております。

次に23ページお開き願います。こちら、基金の状況を整理しております。

令和2年度末の基金残高見込み額ですが、一般会計所管の基金の合計が69億8,258万4,000円、特別会計所管の基金合計が7億2,319万1,000円、合わせて77億577万5,000円と見込んでおります。

24ページをごらんください。こちらは、地方債現在高の見込みでございます。

一般会計は、令和2年度の当初予算で、10億6,980万円の借り入れを予定し、元金の償還見込み額は、29億6,140万5,000円で、令和2年度末の地方債残高を248億9,399万2,000円と見込んでおります。

特別会計の令和2年度末の現在高見込み額は、22億8,498万5,000円、下水道事業会計は36億8,917万8,000円、水道事業会計は、41億9,239万9,000円と見込んでおります。一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計を合わせると、350億6,055万4,000円になる見込みでございます。

25ページをお開き願います。

こちらは、職員人件費総括表でございます。一般会計に属する職員は、3役及び再任用職員を含め365名分、29億3,197万2,000円を計上しております。特別会計は、職員18名分、1億1,911万5,000円を計上しております。水道事業会計は、職員5名分で、4,686万2,000円を計上しております。下水道事業会計は、職員4名分で、3,002万3,000円を計上しており、



合計で職員392名分、31億2,797万2,000円の予算総額となっております。

右側の26ページでございますが、非常勤特別職の月額報酬支給対象一覧表と会計年度任用職員の月額報酬支給対象一覧表でございます。

一般会計における会計年度任用職員の月額報酬は、92名分、1億8,512万3,000円を計上しております。

27ページをお開き願います。

こちらは、会計別節別予算一覧表を掲載をしております。

29ページをお開き願います。

こちらからは会計別事業別予算一覧表を掲載しております。

続きまして、ずっと進んでいただきまして、45ページをお開き願います。一番最後のページでございます。

こちらは地方消費税引き上げ分を充当する社会保障施策を整理しております。平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、令和元年10月に8%から10%に引き上げられました。県から交付される地方消費税交付金は、従来分と引き上げ分に分けられており、このうち引き上げ分の地方交付税交付金については、社会保障施策に充当するものとされております。この表は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を整理し、令和2年度の地方消費税交付税のうち、引き上げ分として計上する3億5,487万3,000円の充当内訳を示しております。

以上、令和2年度当初予算案の概要につきまして御説明をさせていただきました。詳細につきましては、それぞれの所管部局から、予算書並びに予算に関する説明書に基づき、説明をさせていただきます。

なお、冒頭委員長のほうからもありましたように、例年は最初に部局長から重点事業などについて部局全体の説明をし、課長等から個別の事業の説明をさせていただいておりましたが、今回の予算は骨格予算ということで、新規事業、政策的な事業を織り込んでおりません。ついては、部局長の重点事業などの説明を省略し、課長等からの個別の説明を行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、今注目を浴びております新型コロナウイルス感染症に関する部分でございます。

国のほうでは、予備費を充当していろいろな対策を打っていくということが言われております。令和2年2月14日付で総務省のほうからも通知が参っておりますけれども、保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症医療費負担事業、疾病予防対策事業費等補助事業、いろいろ事業があります。そういったもので、今回の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき、実施されるものにつきましては、地方負担額の80%を特別交付税により措置するということが通知をいただいております。

ただ、この特別交付税措置につきましては、今年度中に調査をして、数値の基礎数値が把握できたものについては、今年度に措置を講じ、それ以外については令和2年度に措置を講ずるというふうな通達がきております。

現在、具体的な内容につきましては、まだ不明な部分がございますが、市といたしましては、各部局に、このコロナウイルス対策についての予算で、大きく変化のあるもの、少なくなるものもありますし、多く要るだろうと見込まれるものもございます。そういったものの調査をしております。それらを市として整理をし、こういった国の対策にもそれが当てはまるのかどうかということをもたしかり精査をしていきたいというふうに考えております。

今後につきましては、国の動向を見て、また対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青原委員長 以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 3ページの表の中の環境性能割交付金についてお尋ねしたいと思うんですが、これは消費税に伴ってとられた措置で、昨年度から投入されたものなんですが、自動車取得税というものが昨年度はありましたよね。それを合算してみると、本市にとって、この交付金、ありがたいけれども、結果的には自動車取得税とあわせもって、どのような状況か。あわせて見れば減ったように見えるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それともう1点。13ページの公の施設における指定管理施設は、総額では昨年度より4,000万円から上がってる。2つを新たな指定管理が上がったということではありますが、それを差っ引いてもやっぱり上がるということをどのように捉えられてるか。

2点ほどお伺いします。

○青原委員長 高藤財政課長。

○高藤財政課長 まず、環境性能割の関係でございますが、これは自動車税の関係、今までありましたが、そういったものが廃止され、こちらのほうにシフトしたものでございます。

まず、市税の中に環境性能割があります。それと、県からの環境性能割交付金もあります。そういったところを合わせたものと、これに対しては減税というものも含まれております。そういったものが特例交付金で入ってくるということになっておりまして、全体的なところでは、それらを合わせた中で、増減というものが見られると思うんですけれども、これが社会的な状況で自動車の取得というような伸びとも関係してくるので、一概にふえたか減ったかというのは、推計はできないんですが、県からいただいた数値をもとに一応把握して予算は立てております。消費等の関係もありますんで、これがどう影響してるかということは、今後も分析が必要だと考えております。

続きまして、13ページ、指定管理の関係でございます。

指定管理につきましては、今年度、31施設を新たに再認定と言いますか、指定しております。そういった中におきまして、2つの施設が新規となりました。それが恐らく1,000万と1,880万で、2,880万程度あります。それと消費税の関係もあると思います。それと考えられるのが、施設管理におきまして、AEDなどの関係経費が新たに追加になったものもございます。

それと、もう一つ、中身をよく見てみますと、保育所の関係のところ、これまでの対応よりも、より支援体制を強化しなければいけないようなところもあったと思います。そういったところの増加ということで、こちらのほうが合わせて先ほど言われました4,400万程度、というような金額になっているんだと思われま。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

石飛委員。

○石飛委員 まず環境性能割交付金、自動車の関係の入ってくる税金を全て洗い出して合計すれば、昨年度と今年度の予算と対比できると思うので、先ほど言われたように、やっぱり市の中の動向と言うか、車を買われるって景気がいいかどうかという判断も一つの材料になると思うので、その辺もしっかり精査されて、調べたほうがいいんじゃないかというように考えますので、先ほどのように検討すると言われたんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、公の施設における指定管理施設、消費税アップとか、それぞれの事業管理に伴う増額ということで、ただ保育所の部分の説明があつたけれども、みつや保育所は昨年度と同額の数字が上がつてると思ひますが、その辺いかがなんでしょうか。

○青原委員長 暫時、休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時39分 休憩

午前 9時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

高藤財政課長。

○高藤財政課長 先ほど、みつや保育所ということでお答えさせていただきました。金額的に比較してみますと、7,923万8,000円ということで、増減がないようでございます。大変失礼いたしました。

市立保育所のところに、吉田保育所があると思うんですけども、こちらのほうが恐らく先ほど言いましたところなんです。ちょっと勘違いしておりましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

石飛委員。

○石 飛 委 員 私も次のページもめくってみればよかったです。大変失礼しました。指定管理を毎年見直しされて、高くなるものは高く、経費がかかるものは見直していくということを精査されたという結果だと思います。理解いたしましたので、ありがとうございました。

○青原委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
山根委員。

○山 根 委 員 26ページをお願いいたします。  
新たに会計年度任用職員という制度ができました。その中で、これはメディア等と言われてたことなんですけれども、会計年度にすることによって、今までの報酬の中で、期末手当を新たにつけるということ。その中で、結果的に変わらないのじゃないかというような、そういった風潮があってはいけないということも言われているんですけれども。

本市の場合、26ページに上がっている中では月額が1万円、ずっと下げてきてる。昨年度からはですね。任用職員になったことによって、月額を下げて、期末手当はつくと思うんですけれども、これは常任委員会でも聞かれて質問があったようですが、改めてここで確認をさせていただきたいと思います。

そこのところをどのように、制度的にはなされて、期末手当をつけて、どういう形になってるのか、お伺いいたします。

○青原委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 今回の御質疑でございますけれども、26ページに一覧表がございまして、昨年と比べて、月額1万円ずつ下がっているということでございます。

今回新たに4月1日から制度導入いたします会計年度任用職員制度、これにつきましては、職員労働組合等とも、協議をしながら制度設計を進めてまいりました。12月の議会に条例案を上程させていただきまして、可決をいただき、4月1日からの運用が可能となっております。この条件整備を検討するに当たりましては、近隣市町、具体的には三次市、庄原市、東広島市、このあたりの同等の職務内容で賃金等の比較検討をしてきております。

その中で見た現状の非常勤特別職の賃金、こういったものの比較検討をする中でありましたら、時給換算をいたしましたところ、本市安芸高田市の時給換算は高い設定である状況がわかってきております。

こういった高い状況がありましたので、会計年度任用職員制度へ移行をする月額給を結果的に現在よりも1万円低く抑えた形で設定をし、また職員労働組合等との協議の中で、妥結をいただいているところでございます。

その近隣市の同等の職務内容の職で比べた場合、新しい会計年度任用職員へ移行した後の職を時給換算で比べた場合でありましても、まだ高い状況になる見込みでありますことから、このような賃金設定をさせて

いただいたところでございます。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

山根委員。

○山根委員 近隣市町とは高いと言いながら、同一労働同一賃金というような考え方もあります。さらには、任用期間が会計年度1年間ということになって、雇用的には安定しない。この職にある方々については、毎年毎年切り替え時期は不安で次の年はどうなるのかということも、本当にひしひしと感じられるところがあると思います。

期末手当が支給されることによって、財政的には負担がふえるとは思いますが、働かれる方の気持ちも汲んで、正規職員との同じ仕事をしながら格差があるというところも踏まえながら考えていくべきものかと思えます。

さらに、どうしても、今の時期、コロナの感染拡大防止のための対応をかなり言われて、しなければならない。その中で調理員とか、その対応の防止策のために、休業という形になると思いますが、そのことについてどのようにされるのか。お聞きしてよろしければ、お答えいただけたらと思います。

○青原委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 まず、冒頭で委員のほうからありました、会計年度任用職員ですけれども、確かに1年ずつのスパンでの雇用となってまいります。

ですが、これにつきましては、委員御承知のとおり、国から示されました制度が会計年度任用という部分でございますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、後段で御質疑ありました今回の非常勤さん、臨時さん等々へのコロナウイルス感染防止のための勤務等々のことだと思えます。これにつきましては、非常勤特別職、それから臨時職員さん含めまして、職員に対して総務省のほうから通達がきておりまして、この部分について、我々一般職職員、それから同様の今の非常勤等職員さん、同等の取り扱いとして通知をいたしておりますけれども、まず御本人が感染された場合に自宅待機とか、停留の対象となった場合、これにつきましては、特別休暇の対処。それから職員とかその親族に、発熱などの風邪症状が見られるとき、これにつきましては、感染症対策の基本方針に沿いまして、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合に特別休暇の対応としております。

それから、この感染症対策によって、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの臨時休校が今行われておりますけれども、そういった事情によりまして、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合につきましても、特別休暇、このような対応とすることを通知を職員にしております。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 ただいま説明がございましたコロナウイルスの対応でございますが、予算的な部分というのは各担当課のほうで、いろいろな想定のもとで、現在人件費含めて、こういった費用が必要かというのは調査をしている段階でございます。

○青原委員長 竹本副市長。

○竹本副市長 コロナウイルス対策について、安芸高田市としても対策本部を設置し、この間も随時、指示等も出させていただいたるところでございます。

昨日において山口県でも患者が発症したという事例がある中、きのう広島県の対策本部等でも言われとったように、早い段階で広島県にも発症者の患者が生じる恐れがあるという思いの中で、これからもしっかりとした対策等、検討はしっかりとやらせていただきたいと思っております。

また、安芸高田市内におきましても、市内の幼稚園、小学校、中学校、高校等が臨時休校となっている状況の中で、いろんな児童クラブ等のつながりが臨時開校という中で、多大な願いもしとる実態がある。さらにはそういった中で保護者の負担増の状況や、また新聞等で皆さん御承知のように、観光施設等においたら、キャンセル等における経営悪化の状況がある。また市内の施設の利用制限等もかけさせていただいた実態もある。ほかにも市内の事業者等においても、経営等、いろんな状況が出ている。または保護者の環境においても出とる実態があるんじゃないか。そういうふうを考えてます。

これからの厳しい環境も想定しながら、今現在の状況も想定しながら、国等が10日ぐらいには詳しい補助などの施策も出すと言われておりますが、国、県の動向も見ながら、市としてもいろんな関係の中で支援できることをしっかりと検討させていただきたい。また対策本部等としての役目をしっかりと果たしていきたいという思いで、市長からの指示もいただいとるところです。

○青原委員長 浜田市長。

○浜田市長 関連になりますけれども、このこと大事なことで、ただうちがいろいろな調査に基づいてやっていかないと、どこの市町も大きなことになってはいけないので、今は実態把握に努めています。できることがあればやっていきたい。例えば、器具をそろえる、パソコンをそろえるといった施策でできることがあれば、またやっていきたいと思うんですけども、今の段階では、様子を見ながら実態を把握することが先決なんです。このことを踏まえて次のステップにいきたいと思いますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 コロナウイルス対策について、今お聞きしようと思ったんですが、副

市長、あるいは市長のほうが答えていただいたように、それぞれ対策を講じた上で、いろいろな課題が出てきておりますので、それに対して細かく、それぞれの部署で取り組んでいただきたいということをお聞きしたかったんですが、今先に答弁いただきましたので、以上のことをしっかりやってください。

以上です。

○青原委員長

答弁はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

先ほどの会計年度任用職員の件なんですが、これは総務委員会でも審議されとるんで、あれなんですが、先ほどの説明を聞いて、お尋ねしたいことがあるんですが。

近隣市町の報酬を見られたということなんですが、実際に一日の稼働時間や月の稼働日数、こういったところが変化がしないのか、するのか。よその市町と比べて、そこらも加味されて考えられてるのかどうか。そこだけお尋ねしたいと思います。

○青原委員長

内藤総務課長。

○内藤総務課長

稼働時間、いわゆる勤務時間だというふうに思いますが、まず、現行のお話をさせていただきますと、本市では臨時非常勤職員さん、29時間勤務でございます。今後パートタイム会計年度任用職員になりますと、30時間という設定をさせていただいております。ちなみに、フルタイムでしたら、38時間45分ということで、常勤の我々の職と同じ時間を勤務をいただいております。

具体的に比較をしております職では、保育士さんあたりをしておりますけれども、各市町によりまして、フルタイム、パートタイムで、拘束される勤務時間が違いますので、その月額給という形での比較はできませんが、先ほど申し上げましたように、時給換算でお示しをした部分は拘束される時間に問わず、時給単価で比較した場合ということで、お示しをさせていただきました。

本市では、保育士さんを例にとりますと、30時間で任用をさせていただきたいというふうに考えてますが、他市町ではフルタイムで任用されるところもありますし、その部分につきましては、市によって雇用の形態が違いますので、差異は出てくると思いますが、時間単価では、本市のほう、他市町に比べても高い状況にあるという状況でございます。

以上です。

○青原委員長

児玉委員。

○児玉委員

時間単価でわかるんですが、月額で報酬取られるときに、例えば時間単価いわゆる今回で言うと少し下がってるわけですが、稼働時間が例えば今までこの金額を合わそうと思うと、当然働く時間を減らすとか、あるいは働く日数を減らすとか、そういうことが出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうこと出てこないわけですか。今まで働いてる方

と、今度新しくこの制度に切りかわったときに、そこらを月額報酬だけじゃなくて、働くほう、その日数とか時間とかいうのは変化はないと見とっていいんですか。

○青原委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 現在も29時間で勤務をいただいています。4月1日からは1時間ふえまして、30時間になってまいります。その部分は変化がございますが、現場の対応といたしまして、その部分、会計年度任用職員さんを現場のほうで雇用する部分での拘束時間が週で1時間ほど長くなるということで、大きな変化はないというふうに考えております。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、総務部の審査を行います。

初めに、総務課の予算について説明を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 それでは、総務課が所管をいたします予算につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

予算書の16、17ページのほうをお開きください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金、1節総務管理費負担金は、令和2年度において相互派遣などを行う予定といたしております、4名の職員人件費相当分でございます、派遣先が負担することとなっております人事交流負担金2,650万円を計上いたしております。

次に、おはぐりいただいて20、21ページをお開きください。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務費委託金は、自衛官募集事務費委託金2万7,000円を計上いたしております。

次に少し飛びますが、32ページから33ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、3目雑入、3節雑入の総務関係雑入のうち、上から2行目になりますが、非常勤職員社会保険雇用保険料は、会計年度任用職員などの被保険者負担分雇用保険料105万円を計上いたしております。

次にその下、3行目になりますが、自動販売機設置料は、本庁に設置しております自動販売機の設置手数料147万1,000円を計上いたしております。

次に2つ飛ばしまして6行目、職員駐車場協力金は、自家用車で通勤する職員から、ひと月1,000円を徴収することといたしております、432万円を計上いたしております。

次にその下7行目になりますが、広島県市町村振興会助成金は、市町村アカデミーなどの研修受講経費に対する助成金31万7,000円を計上いたしております。



次に、歳出の主なものを御説明をさせていただきます。

42ページ、43ページをお開きください。

右側の説明欄に沿い、御説明をさせていただきます。

ページ中段から45ページ上段にかけてとなりますけれども、総務一般管理費でございます。行政嘱託員による行政情報提供事業、本庁支所の宿日直事業、その他一般管理事業などに要する経費でございます。

主なものといたしまして、行政嘱託員報酬謝礼金、全庁の郵送料、本庁支所宿日直に係る人材派遣業務委託料など、1億3,515万6,000円のうち、総務課において所管いたします事業に要する経費として、1億2,293万3,000円を計上させていただいております。

次に、次のページ45ページお願いいたします。

45ページ中段、法制執務事業費でございます。

例規の制定改廃、情報公開、個人情報保護制度運用等に要する経費でございます。

例規集データベースシステム使用料など、329万8,000円を計上いたしております。

次に、このページの下段から47ページ上段にかけてとなりますけれども、人事管理事業費でございます。

職員の人材育成事業、人事管理事業、福利厚生事業などに要する経費でございます。主なものといたしまして、会計年度任用職員の事業者負担分の社会負担保険料、職員人間ドック負担金、県などへの派遣職員負担金など、1億2,437万1,000円を計上させていただいております。

以上で、総務課が所管をいたします予算の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 45ページのところで、法制執務事業費というところで、これはいよいよビッグデータを集められるという形の考え方で、例規集だけを整理されるのか。それとも庁舎内のある程度、ビッグデータを集められるのか、その辺を聞かせてください。

○青原委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 45ページの法制執務事業費での説明で、私のほうで例規集データベースというふうに御説明をさせていただいた部分でございますが、これは本市の例規、これをデータベースとしてもって、コンピューター内で管理をいたしております。例規の改廃、また例規の制定、このあたりを全職員で行っておりますけれども、これに要するシステム使用料でございます。ビッグデータに関するものではございません。

以上です。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって総務課に係る質疑を終了いたします。

続いて、秘書広報室の予算について説明を求めます。

新谷総務課秘書広報室長。

○新谷総務課秘書広報室長

総務課秘書広報室でございます。

最初に歳入の御説明を申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

21款の諸収入、3節の雑入のうち、総務関係雑入で、上から9行目、企業広告収入17万円は、広報紙及びホームページへの広告掲載料でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。予算書の43ページをお願いいたします。

説明欄の中ほど、総務一般管理費でございます。

市長、副市長の秘書業務、表彰事業等に要する経費で、主なものとしたしましては、全国大会出場祝金、また寄附に対する感謝状の筆耕、及び記念品等1億3,515万6,000円のうち、秘書広報室として1,222万3,000円を計上いたしております。

次に、47ページをお願いいたします。

説明欄の中段、広報広聴事業費でございます。

ホームページの運営管理、及び広報紙の編集、及び発行に要する経費として、2,265万6,000円を計上しております。主なものとしたしましては、ホームページの保守管理費用、広報紙あきたかたの年12回の発行業務委託費用でございます。

以上で、総務課秘書広報室の説明を終わります。

○青原委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長

質疑なしと認め、これをもって秘書広報室に係る質疑を終了いたします。

続いて、情報管理課の予算について、説明を求めます。

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長

情報管理課でございます。

まず歳入予算の御説明をさせていただきます。

予算書の20ページをお開き願います。

中段より上になりますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、21ページ、1節総務管理費補助金326万7,000円は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る補助金でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

中段になります。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、27ページの2節物品貸付収入3,008万円は、IRU事業者からの光ネットワーク設備貸付収入でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、3目雑入、37ページ中段より下になりますけれ

ども、3節雑入、情報管理関係雑入、ネットワーク移転補償165万円は、吉田中学校前、国道歩道拡張に伴う光ケーブル支障移転に伴う移転補償金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算書の63ページをお願いいたします。

中段、電算システム事業費でございます。

主なもので申し上げますと、12節委託料のうち、工事委託料2,900万円は保守終了に伴う介護保険システムの更新費用、基幹系システム用縮退サーバー、検証サーバーの更新費用、及び番号制度に係るシステム改修費用でございます。

その下、保守点検委託料1,012万2,000円は、内部情報系システム及び戸籍システムの保守経費等でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のうち、事務機器等借上料1,654万5,000円は、基幹系システムから出力する各種納付書、明細書、通知書を印刷する高速ラインプリンターリース料、1人1台パソコン、及び基幹系パソコンリース料でございます。

その下、システム使用料4,216万8,000円は、基幹系システムの年間使用料、データセンター使用料、コンビニ交付システム使用料、共同利用型電子申請システム使用料、及びセキュリティプラットフォームサービス使用料でございます。

次に、広域ネットワーク管理事業費でございます。

65ページをお願いいたします。

主なもので申し上げますと、12節委託料のうち、保守点検委託料1,150万9,000円は、既存3系統のネットワーク機器の保守費用でございます。

その下、18節負担金補助及び交付金351万2,000円は、ひろしま情報セキュリティクラウド運営負担金でございます。

次に、その下、地域情報化推進事業費でございます。

主なもので申し上げますと、13節使用料及び賃借料、その他借上料使用料178万5,000円は、市内の主要避難所等に設置いたしましたフリーWi-Fiの運用経費でございます。

その下、18節負担金補助及び交付金補助費（単独補助）120万円は、地上デジタル放送難視聴対策補助金、及びお太助フォン新規設置補助金でございます。

その下、光ネットワーク管理運営費でございます。

主なもので申し上げますと、13節使用料及び賃借料のうち、電柱等共架料2,862万1,000円は、約2万本の電信柱共架料でございます。

14節工事請負費、維持修繕工事1,148万4,000円は、電信柱等の支障移転に伴う経費でございます。

以上で、情報管理課の説明を終わります。

○青原委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって情報管理課に係る質疑を終了いたします。

続いて、危機管理課の予算について説明を求めます。

神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 続きまして、危機管理課の予算について御説明申し上げます。

最初に歳入予算の概要について御説明します。

予算書の21ページをお開きください。

下の段、下から11行目になります。消防費国庫補助金の防災・安全交付金490万円は、ハザードマップの作成に充てる交付金でございます。

次のページ、23ページをお開きください。

下から2段目の総務管理費補助金のうち、その下、一番下、消費者行政活性化事業補助金として、60万7,000円を計上しております。

次に、33ページをお開きください。

上から3行目です。消防団員退職報償金として、2,500万円を計上しております。

その下、総務関係雑入の4行目、広島県防災ヘリ運営費助成金65万円、そのすぐ下、広島市消防ヘリ運営費助成金111万9,000円、その3行下、安全・安心まちづくり事業助成金400万円、さらにその2行下、環境整備協力費1,610万円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます、次に歳出の概要について御説明します。

59ページをお開きください。

下段の交通安全対策に要する経費のうち、危機管理課が所管しますのは交通安全推進事業費でございます。

高齢者運転免許自主返納支援事業の経費や交通安全運動推進隊の活動に対する補助金など、合わせて130万2,000円を計上しております。

次のページ61ページをお開きください。

上から3行目、防犯推進事業費でございます。

防犯連合会などへの負担金など、合わせて115万7,000円を計上しております。その下、中段の防犯施設管理事業費は、市が管理する防犯灯及び屋外監視カメラの維持管理に要する経費や、防犯灯設置補助金として合わせて209万6,000円を計上しております。

その下、下の段の消費者行政推進事業費は、消費者生活相談に係る経費として合わせて123万円を計上しております。

次に、155ページをお開きください。

下の段から非常備消防費の1億361万1,000円の内容は、消防団員に対する報酬、退職団員の退職報償金、出動などの費用弁償、消防団員の活動服などの消耗品、そして次の157ページに移りまして、18節の負担金補助及び交付金は、消防団員の公務災害負担金、退職報償金掛金などでございます。

次の段、消防防災施設に要する経費のうち、消防施設管理費は、消防団の詰所、及び車両、消防水利の維持管理に要する経費です。

この経費のうちの17節、備品購入費3,190万8,000円は、車両3台の更新に係る費用でございます。

その下、消防施設整備事業費は、防火水槽や消火栓あるいは消防団詰所の整備に係る経費でございます。消火栓設置負担金として100万円を計上しております。

その次の防災施設管理費は、消防団が使用する無線設備の免許更新費用など、無線や通信機器の管理に係る経費として、合わせて449万4,000円を計上しております。

次のページ159ページをごらんください。

上の段の災害対策費の1,927万6,000円の主な内容は、備蓄物資等の購入に要する経費、災害対策費用保険、そして市内各戸に配布するハザードマップの作成に要する経費として、12節委託料に1,071万1,000円を計上しております。

そして、県防災、及び広島市消防ヘリコプターの運営負担金、自主防災組織への補助金として、18節負担金補助及び交付金に371万2,000円を計上しております。

以上で、危機管理課の予算の概要説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

山本委員。

○山本委員 33ページの、環境整備協力費1,610万円について説明いただければと思います。

○青原委員長 神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 これは、上根にできておりますボートレースチケットショップからの売上金のうち、1%を納入いただく協力費でございます。その使用目的としましては、半分を基金に、半分を一般財源として使用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

山本委員。

○山本委員 一般財源に使うんでも、上根地区にできたわけですから、地域に還元できるような使い方を考えてくれという意見もありますけれども、その辺についてはどのように考えておられますか。

○青原委員長 竹本副市長。

○竹本副市長 あそこの売上金、基本的に1%を入れていただくという協定の中で対応させていただいている。そのうち、地域等の課題、防犯とか、交通、そういったことについて、使うために一応基金としては残している。半分を基金、半分については、市内全体にもということで、一般財源としての活用を検討させていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

○青原委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
児玉委員。

○児玉委員 61ページの防犯施設管理事業費の件でお尋ねしたいんですが、屋外監視カメラの保守点検と入っとるんですが、これは屋外の監視カメラ、今回はこの予算でいくと増設がないように思うんですが、この監視カメラ、どうこれから考えられるんか。それから、防犯灯設置補助金ですが、これは防犯灯どれぐらい見られてるんか、今年度。その辺を説明いただきたいと思います。

○青原委員長 神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 まず、屋外監視カメラでございますけれども、現在10基の屋外監視カメラが安芸高田市内で運用しております。今のところ、これを超えて増設を予定しておりません。その管理の費用が、今予算に上げている費用でございます。

それから防犯灯の設置補助金でございますが、骨格予算として上げさせていただいております。年間費用としては、新設18基、移設5基、占用中取りかえ2基といった全部で25基ぐらいを見込んでおりますけれども、今のところはそのうちのおおむね4分の1の骨格予算ということになっております。

以上でございます。

○青原委員長 児玉委員。

○児玉委員 まずカメラですが、今学校関係にはついてないわけですね。学校関係のカメラとか防犯灯の関係も地域要望という形になってますから、PTAとかその辺が要望されても、やはり地域の方の了解が得ないとなかなかつかないわけですね。そういったところで考えると、教育委員会との連携っていうのは、子供の関係の安心安全と考えたときに、この防犯という考え方を教育委員会とはどういう連携を取られとるんか。そこのお話だけお願いします。

○青原委員長 神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 まず、防犯灯に関しましては、通学路については、教育委員会のほうでPTAなどと協議していただいて、設置していただくようお願いをしております。特に、こちらとの連携というのは、警察との話し合いというものもあるかもしれませんが、特にこちらからお金を出すとかいうようなことはございませんで、教育委員会のほうで通学路の防犯灯は整備をさせていただいております。

それからカメラにつきましても、これも学校に関するカメラということでございましたら、教育委員会のほうで整備をさせていただくようお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○青原委員長 児玉委員。

○児玉委員 確かに、割り振ると学校関係は学校関係ということになるかもしれま

せんが、市全般の危機管理ということになると、いわゆる子供さんの分も危機管理課がやはり主導を持ってやられるべきじゃないかと思うんです。教育委員会でやると、やはり一つには地域の方が電気代を出さなきゃいかんとなると、電気代の関係を心配されて、教育委員会がよう上げてこんどか。いろいろ保護者の中でも学校に要望しても、なかなかこの辺の話がまとまらんというような話が出てまして、音頭取りをどっちがやられるかということになるんだらうと思うんですが、これは担当課に聞くと難しいかもしれませんけれども。

どっちが主体的にやられるんか言うたら、私は防犯関係は全部一律で見られたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えがあれば。これは副市長か市長に聞いたほうがいいんかわかりませんが、お尋ねしてみたいと思います。

○青原委員長 神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 今回の御質疑にお答えいたしますが、まず誤解の部分があるのかもしれませんが。市が設置する防犯灯については、地元からの電気代ということではございませんので。例えば教育委員会が設置すれば、教育委員会が電気代を払いますので、地元負担というのは生じません。

我々危機管理課のほうでやっておりますのは、地元から要望があつて、それに基づいて防犯灯を設置されたものについては、補助金を差し上げて、その後の電気代は地元で払っていただくという仕組みになっております。

以上でございます。

○青原委員長 竹本副市長。

○竹本副市長 防犯灯、街路灯等については、合併後に各町でいろんな対応をされとるという実態の中で、どのような対応をするかということを全体的に議論する中で、防犯灯は自主的にやってほしい。地域からの要望は今言った制度の中で、その補助分で対応し、通学路とか、車とか走る所に、街路灯等については市がつけて、確実にできるだけ安全をはかるような仕組みでやってきた。そういった中で、議員御指摘のように状況によっていろんなところで、まだもっと暗いところがある。そこをいいぐあいにしてほしいとか、いろんな状況があると思いますが、今まで整備したものを中心に街路灯、防犯灯との区別をする中で整理をしていっとるのが、今の状況ということで御理解いただきたいと思います。

○青原委員長 この際、質疑中ですが、10時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

先ほどの答弁を求めます。

竹本副市長。

○竹本副市長 答弁の前に、小川危機管理課主幹が退席をさせていただきました。と言うのが、安芸高田警察署より連絡がありまして、甲田町のほうで、これも確かな情報ではないんですが、行方不明者が出たらしいということの中で、現在警察との連携のため、退席をさせていただきました。

詳しい状況とか入りましたら、追って説明させていただきたいと思えますので、ご理解のほどよろしく願います。

先ほどの監視カメラについての答弁漏れがあるということなんで、監視カメラ等というのは、警察等との連携の中で、今主要道路等の交差点等に安芸高田市内10カ所程度つけとる実態でございます。

ただ議員御指摘のように、今社会全体の状況、不安な危機管理等の課題においては、学校とか保育所、そういうことも今後の課題としては当然あり得ると思えます。そういった中、これがまた財政的な状況も踏まえながら、どのような順番でどのようにつけていくか、そういうこともこれからの検討課題というように御理解いただきたいと思えます。

よろしく願います。

○青原委員長 続いて答弁を求めます。

児玉委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 免許証の返納について、予算が上がったと思いますが、59ページでしたかね。返納については、返納された方にタクシーチケットとか、入湯券が配付というか、支給もあるというのは以前から聞いてるんですが、市民の方とお話している中で、そういうことは一切言われなかったと。返納したけれども言われなかったよと言われる方がいらっしやったりするんです。そこらについて、どのような、申請しなければもらえないのか。

それと、今返納される方もふえてると聞きますけれども、安芸高田市の状況とそれから返納に対して、そういうチケット等を渡されるのは、何か申請等の手続が要るのかどうか。返納のチケット等をどれぐらい配付されたかというところの状況をお尋ねいたします。

○青原委員長 神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 まず、自主返納者ですが、自主返納者全員ではなくて、75歳以上ということがございます。自主返納そのものは警察のほうで手続をさせていただきますけれども、ここは警察と連携をとっておりまして、警察のほうを対象者であると判断されたら、つまり75歳以上であれば、市役所でこういう制度がありますよということを言っていたくようになっております。申請をしていただいたものについて対応をさせていただいているというのが、今の現状でございます。

それから、自主返納の状況ですけれども、年々増加しているのが現状でございます。年間で100件を超えようかという状況で、これはもう年々ふえているという状況でございます。例えば、昨年、平成30年度は



自主返納の申請があったのが102件。これ以外にもいらっしゃる可能性がありますので、もっとたくさんあるかもしれませんが、ことしで既に98件という状態でございます。

そして、お太助ワゴンの利用者が大部分でございます。それ以外に湯治村のチケット、あるいは湯の森のチケット、といったものを利用されている方が4分の1ぐらいいらっしゃるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

山根委員。

○山根委員 ではことしで98件ということは、令和2年になってから98件、今年度、令和元年度。

それと、さらには、ごめんなさい、ちょっと聞き逃したんで。この予算の中で幾ら計上になってたか確認させてください。

○青原委員長 神田危機管理課長。

○神田危機管理課長 失礼いたしました。今年度でございます。つまり31年の4月1日から2月までの間ということになります。

それから、令和2年度のものにつきましては、おおむね100件を見込んでおるんですけれども、政策経費、骨格予算ということもありまして、おおむね4分の1を計上させていただいております。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって危機管理課に係る質疑を終了いたします。

続いて、財産管理課の予算について説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長 続きまして、財産管理課が所管をいたします予算について、御説明をさせていただきます。

まず歳入の主なものについて御説明させていただきます。

予算書の16ページ、17ページをお開きください。

下段、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料の387万円のうち、財産管理課所管分として、市有地に設置した中電、N T T等に対する行政財産使用料187万円を計上いたしております。

またその下、2節総務使用料の106万9,000円のうち、基幹集会所施設使用料として、28万9,000円を計上いたしております。

次に、26、27ページをお開きください。

中段、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の1,113万円のうち、所管する土地建物貸付収入として、833万5,000円を計上いたしております。

次に、下段、2項財産売払収入、1節不動産売払収入へ法定外公共物や遊休未利用地の売払収入として、100万円を計上いたしております。

次に、32、33ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入、3節雑入のうち、中段になりますが財産管理関係雑入として、所管する施設の使用電気代等21万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについて、御説明させていただきます。

48、49ページをお開きください。

右側の説明欄に沿って御説明させていただきます。

5目財産管理費のうち、公有財産管理費でございます。

市が所有いたしております普通財産の管理に伴う経費でございます。主なものといたしましては、市有施設の火災共済保険料、市有地管理のための除草費用、公共施設用地の土地借上料等、807万2,000円を計上いたしております。

次に、用度管理費でございます。本庁支所の事務消耗品等の購入費用や事務機器の借り上げ料及び保守点検料を993万8,000円計上いたしております。

次にページ下段から、51ページにかけてとなりますが、庁舎管理費でございます。本庁及び支所庁舎の光熱水費、修繕費、保守点検委託料等7,846万8,000円計上いたしております。

令和2年度においては、美土里支所の空調が故障し、復旧経費が高額となるため、空調設備リースを行うための13節機器器具等借上料234万2,000円、本庁舎の北側自動ドアの定期部品交換及び自動火災報知器の液晶画面等の部品交換として、14節工事請負費に178万5,000円を計上いたしております。

次に、ページ中段、一般車両管理費でございます。

公用車の燃料費、修繕費、自動車共済保険料及び車両のリース料等を2,765万6,000円計上いたしております。令和2年度においては4台をリースで更新したいと考えております。

次に51ページ下段から53ページにわたりますが、地域活動拠点施設費でございます。

財産管理課で所管しております、基幹集会所の維持管理経費や指定管理料等を1,734万5,000円計上いたしております。主な経費は、基幹集会所30施設の指定管理料として、12節委託料の指定管理料1,198万1,000円計上いたしております。

以上で、財産管理課が所管いたします予算の説明を終わらせていただきます。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって財産管理課に係る質疑を終了いたします。

これより、総務部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。  
熊高委員。

○熊高委員 2点ほどお伺いします。一つは広報、一つは光ネットワークです。

広報は47ページにありましたが、現在の広報、民間が作成をしておるということで、内容については非常に見やすくなったのかなという気がするんですが、一方ページ数も結構ありますので、見開いてくるというようなことも含めて、広島市あたりは大きな紙で薄めの紙なんですね。それで十分じゃないのかなという気もするんですが、そこらの比較検討されるようなお考えがこれまでになかったのかどうか。ということをもっとお伺いしたいと思います。

○青原委員長 新谷総務課秘書広報室長。

○新谷総務課秘書広報室長 広報の様式の検討でございますが、アンケート等を市民の方からとっておりまして、そのアンケートの中でももっと充実してほしいという御意見のほうが多くございました。それを踏まえまして、今現在、内容を1枚ものということは考えておりません。

また、ページ数につきましては、36ページを基本としておりますが、そこから前後しております。紙の高騰等もございますので、ページ数につきましては、来年度考慮していきたいなというふうには考えております。

○青原委員長 熊高委員。

○熊高委員 内容の充実というのは、どういう視点で市民の皆さんが要望されてるかということも少しお聞きしたいと思いますし、いろいろページによってジャンルが分かれていますから、見たいところはしっかり当然見るということですが、全体にどういうものがあるかというのは、大きなページにどんとあると、目を移していく中で、本当は見なくてもいいようなところまで目がいって逆にその情報が入ってくるというようなこともあるんで、一面に広く見れるというのも、そういった読み方としては伝えやすい部分があるのかなという気もするんですね。

そこらは今のところお考えないということですが、しっかりとそういった視点も含めてお考えいただければなということで、充実という意味がどういうところにあるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○青原委員長 新谷総務課秘書広報室長。

○新谷総務課秘書広報室長 今委員おっしゃったように、一面にばつと紙面がありますと、そこに目がいってわかりやすい、伝えたいものがわかりやすく伝わるのではないかという御意見、最もかなと思って、今参考にさせていただきたいと思いました。

また、紙面の充実という部分でございますが、市民の方、年代も多く、年代層が10代から80代まで層が広くありますので、それぞれにあったような形で、それぞれのコーナーをつくっていきたくて思っており、今の形になっております。

今後におきましては、市のPR、特集については市が実施しておる施

策についてをもっと前面に出していきたいと考えておりますので、委員のおっしゃったことも十分検討に含めていって、今後より充実した紙面にしていきたいと考えます。

○青原委員長

熊高委員。

○熊高委員

参考にしていただければありがたいと思います。特に若い人がどうかかわりができるかということも視点に入れていただいて、検討いただきたいというふうに思います。

次に、光ネットワークについて、27ページ、65ページに貸付収入が3,000万円強、そして管理運営費が5,000万余りということで、当然持ち出しが多いわけですが、その割には市民の人气が非常に悪いんじゃないかという言葉は聞くんですけども、そういった感覚を持っておられるのかどうかということ。特にいろんなものが値段が高い。設置についても、なかなか遅い。さらにはいろんな意味でサービスも十分じゃないんじゃないかというような意見をよく聞くんですが、そういった受けとめ方をされておられるのかどうか。されておれば当然、いろいろ改良していくんでしょうけれども。

市民の声がそんなふうにあるということを受けとめておられるのかどうかということを含めて、まずは確認してみたいと思います。

○青原委員長

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長

ただいまの御質疑にお答えいたします。

光ネットワーク設備、現在IRU契約に基づいて、中国ブロードバンドサービスのほうでサービスをしていただいております。今回、そういった部分の設備機器については、もう更新時期が到来しているということで、そういった情報通信については、技術がどんどんどんどん進んでいる状況があります。そういった部分で、住民の皆様に対して、本来求められているサービスがこれまで以上に、以前よりも情報のスピードであったり、情報量であったり、そういった部分がちょっとどうなんだろうかというふうなお声もお聞きしております。

そういった意味でも、今後におきまして、そういった新たなサービスの構築であったり、施設設備機器の更新についても、順次CBBS、IRU契約業者と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青原委員長

熊高委員。

○熊高委員

更新時期に向けて、いろいろ研究をされていくというようなことですが、具体的にどういった時期にどういうふうにされるのかということが今の時点で考えがあればお聞きしたいと思っておりますし、IRU契約そのものが今後そういったことも含めて、どんなふうになるのかという見通しを含めてお聞きしたいと思っております。

○青原委員長

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長

IRU事業者と設備機器更新については、現在協議を進めさせていた

だいております。そういった部分で、現在住民の方が使われておりますお太助フォン単体につきましても、今流行ってるようなサービスが対応できない機種になっておりますので、そういったことを含めて、今現在協議をさせていただいております。

また、お太助フォンそのものの情報発信と情報の伝達という部分と、あわせてアプリ等でできるような新たな情報発信の仕方についても、現在研究、協議をさせていただいたとる状態であります。

以上でございます。

○青原委員長

よろしいですか。

熊高委員。

○熊高委員

わかりました。

早目早目に我々にも情報を発信しながら研究を進めていただきたいということを要望して終わります。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員

先ほどの熊高議員のお太助フォンの関係で、少しお聞きしたいと思えます。

皆さんも当然自宅におられる場合には、お太助フォンを聞いておられると思いますが、その情報を聞いておられて、各家庭で職員の皆さん聞かれて、どのような感じを持っておられるか。まず、お聞きいたします。情報提供について。

意見がないようですので、私のほうから感想を言います。

定時放送が日に3回行われております。朝、昼、夜と。それを毎日、毎日と言いますか、私も聞いておりますけれども、例えばこのたびのコロナウイルスの情報の発信のありよう、いかがなもんかなというふうに感じております。

特に、行事を取りやめる放送が臨時的に流れておりましたが、その前の定期の情報の中には、いついつに何々がありますとそして、後の訂正の放送では、先ほど放送いたしました何々が中止になりましたというような大変聞き苦しい放送が毎日毎日流れておりました。最近、定期放送の中には取りやめの情報は流れておりませんが、一週間前には、本当市民の皆さんに、わかりやすい情報提供ができていたかどうか。そういうところの検証は、どう思われますか。

○青原委員長

内藤総務課長。

○内藤総務課長

委員御指摘の部分につきましては、コロナ対策関連の政府からの要請、または市の方針に基づきまして、各行事が取りやめになり、その中でいったんは開催等の放送をさせていただいた後、最終的には中止をいたしますという異なる方向の情報が流れた部分が、おおむね一週間程度あったかというふうに思えます。その部分の御指摘だというふうに思えます。私も一市民としてその部分につきましては、混乱があるなというのは感じておるところでございます。

これにつきましての状況ですが、市といたしましては、まずもって正しい情報を的確に出していくというのが当然だと思っておりますので、その部分につきましては、お太助フォンの放送を委託しております中国ブロードバンドサービス、CBBSのほうへ依頼をしておりますが、しかしながら、やはりプログラム、放送にはプログラムというものを組まれて放送をいただいているというところです。

現在のような時代でありますので、すぐプログラム変更がたやすくできるものと我々もそう思っておりましたけれども、先ほど情報管理課長のほうもありましたが、機器が古く、機器の性能によってプログラム変更が容易にできないという課題があるそうです。ですので、その部分、今がありますので、こちらのほうから修正をお願いいたしても、2、3日はそのまま流れてしまうと。プログラムを変更して放送を取りやめるということができかねたものですから、あのような形でいったんは行います。その後に取りやめますということをさせていただいたということでございます。

今後において、こういった機器の整備がなされていくと、プログラム変更も容易になってくるといふふうには考えておりますが、今現在ではこのような対応をさせていただく部分しかございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○青原委員長  
○塚本委員

塚本委員。

機器の都合でそういう情報が流れたということですが、やはりそこは市民の皆さんはわからんわけですから、それは言いわけにしかならんというふうに思います。

ただ、情報の提供というのは時間をあげればいいというもんじゃないと思うんですよね。そして、何回も放送すりゃいいもんじゃないと思いますし、今福祉保健部で流れておりますコロナ対策の問い合わせの件にいたしましても、いかがなものかなと思いますし、文字でも当然、提供しておりますので、情報を音声でやるのがいいんか。それとも画面でやるのがいいんか。というところも、やはりこれだけ毎日毎日、放送時間を見ますと、流れてくるのは30分もずっと連続であるわけですよ。本当は市民の皆さんが30分集中してその情報を聞き取れるかと言うと、それは非常に問題はあるんだろうというふうに思うんですよ。特に、昼、家庭におれば、子供さんがおられれば昼寝の時間もあるでしょうし、そこらを十分考慮して情報発信というのはすべきじゃないかなというふうに思いますが、今後の情報のありようということについて、再度お聞きいたします。

○青原委員長  
○竹本副市長

竹本副市長。

今言われた委員の放送の中で、先ほどの中国ブロードバンドサービスの件に関しては、うちのほうとしても、対策本部としても、そういった間違った情報の後訂正するというやり方はいかがなものかなということで、

しっかり検討も協議もさせてもらったんですが、それでかなり詰めてあれだけはどうしても残るということだったんで、一つは御理解いただきたいと。

また、先ほどの情報の仕方ということの考え方ですが、今朝でも6時に定時放送があつて、30分ずっと流れとるんじゃないんですね。さっき言われた。6時に定時放送して、6時半ごろ保険医療課のほうから訂正の臨時のもので今流れとる。ただ、この自分が心配な時、状況に応じたら、どこに連絡してくださいというのは、コロナウイルスに関しては、今6時半に放送させていただいたとるのは、今では行政としたら、適正な状況であると私は考えてます。

そういった中で、画面で見ればいいかということもあります。それは今までも最初から、市のホームページ等にもその情報はどこに連絡してくださいということも出してきました。ただ、それだけでは、市民に多く伝わらないだろうということで、今臨時放送してでも、そういう状況な場合は、西部保健事務所のほうに電話してくださいというのを流させていただいたとるということは御理解いただきたいと思います。

○青原委員長

塚本委員。

○塚本委員

ちょっと言いわけになるかもわかりませんが、そういうふうに言われるのであれば、せめて日勤で福祉課がおる場合には、急用なことですから、どこどこへと言うんでなしに、市役所このところへ連絡くださいと。市が責任を持ってそういうところへ連絡をし、あるいはアドバイスをしますのでというのが、まずは必要だったんじゃないかなと思って。あくまでも逃げのような感じで、何かあったら、あっこへ連絡せえと言うんでなしに、本当に市民サービスの面で言うのであれば、日中であつたら、何課へ相談ください。その細かなことについては、そちらへ申請し、あるいは要請をするというのが、本当の市民のサービスじゃないんですか。

ただ、副市長がこう言うてだから、というわけではないですが、私の観念は、当面日勤でその担当課がおるのであれば、そういう不安を持っておられれば、市役所へ連絡くださいと。しかし夜間はこうしてくださいというのが私は本当の市民サービスではないかと思いますが、副市長が言われるような、ちょっと言葉じりをとった言葉になるかもわかりませんが、やはりそこは市民の立場に立った行政を常に考えていく必要があるんじゃないかということを申し添えて、これは私の意見として言っときます。

以上です。

○青原委員長

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

1件だけ聞き漏らしたので申しわけございません。

27ページの光ネットワークのIRU契約が恐らく昨年より1,000万円くらい減ってると思うんです。そこらあたり、もし説明できれば聞かせ

てください。

○青原委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

現在IRU業者に貸し付けている情報設備機器について、先ほどもお話をさせていただいたように、今年度末に更新時期が到来をいたします。その更新費用の負担について、現在IRU事業者と協議を進めておりますけれども、そういったIRU事業者への更新費用負担についても考慮した上で、そういった部分を減額要因にさせていただいております。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

新田委員。

○新田委員 契約のことなんで、1,000万円が減るというのは、それなりの恐らくCBBSさんのほうが新たな仕組みをつくるときに、そこも加味しているものをつくりましょうという形で私は理解させていただいていいでしょうか。

○青原委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 これからお太助フォンであり、設備機器の更新を進めてまいらないといけない状況にあります。そういった部分で、ある意味、中国ブロードバンドサービスさんにも一定の負担をしていただく。そういった部分で、どこの部分を負担していただき、市がどこの部分を更新費用を出させてもらうかといった部分について、これから協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 口火を切ったのがどんどん広がっていったようですけども、今の新田議員のおっしゃった1,000万を更新をする中身について、考慮してということですが、実際どんなものができるか協議をしておられるんでしょうけれども、結果が出て、それからそういったものを費用として差し引いていくというのが本来の姿じゃないんですか。余りにも期待をし過ぎて、初めから値引きをするような形でいいのかどうか。私には、今の答弁では理解が十分できないんですけども。

○青原委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 実際にお太助フォン自体の端末につきましては、もう更新をしないとけない現状になっております。そういった部分の対応につきましては、CBBSさんのほうで対応を現在させていただいております。更新のスケジュールにつきましては、センター設備、機械の線を除いた以外の放送設備であったり、先ほど話にありました、緊急告知を放送する設備であったり、それぞれの町単位に設置してありますサブセンターに収納してあります機械、そういった部分が全て新しいサービスに対応できない、



対応できないと言いますか、拡張性がなくなってる状態にあります。

そういった部分で、CBBSさんのほうで、幾分かそこらの部分を負担をしていただく話を現在進めておりますので、その中でこういった設備機器の物品貸付収入について、そちらに対する部分を減額というふうな形で上げさせていただきました。

以上でございます。

○青原委員長

熊高委員。

○熊高委員

契約自体が詳しく私も掌握してるわけじゃないですけども、業者が中国ブロードバンドという相手方がおるわけですから、そこだけの協議ということになるんですね。そうすれば相手の言われるようにせざるを得んという条件になってしまうわけです。そこらは、そういったフリーな立場で協議ができるというような内容には契約はなってないんですか。

今のように、2,000万も差額があるわけですから、新田議員の数値の把握では、昨年より1,000万減ったということですからね。そこらが今の説明でやりとりの中でということですが、何か十分理解ができんようですが。相手方にあんまりにも配慮し過ぎとるような、私は気がしてなりませんけれども。改めてお伺いしたいと思います。

○青原委員長

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長

現在IRU契約で物品貸付収入で収入が入っている部分につきましては、市のほうで電柱共架料、設備の電気代、及び保険代、支障移転費等を全てかかったものを中国ブロードバンドサービスさんのほうに請求をさせていただいておる部分であります。ですから、実際にその運営に必要なものについての費用、市のほうで持ち出した費用については、IRU契約に基づいて、中国ブロードバンドサービスさんに請求をさせていただいた部分であります。

昨年度より1,000万下がった部分でございますけれども、それは当時、中国ブロードバンドサービスさんが設備機器の更新に向けて税引き前の利益について幾分か市のほうに入れていただいている現状がありました。今後そのものとは別、今の設備機器の更新に当たり、そういった部分の一応の負担をしていただくということをお話を進めておりますので、その部分は減額にさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○青原委員長

熊高委員。

○熊高委員

課長のおっしゃることは大体理解はできるんですけども、お金の出し入れとか、いろいろ細かいこともありますので、そこらは全体のお金の動きというのも見えるようにしていただければなという気がしますので、委員長そういった資料が出せるなら、その予算としての中身はわかりましたけれども、お金のやりとりというのがいろいろあるようですから、今聞いただけではなかなか整理が自分はしづらいので、可能なら委員長そういう手配をしていただければと思います。

○青原委員長

資料提供できますか。

提供できるということですので、皆さん、それでよろしいですか。  
資料提供お願いいたします。  
そのほか質疑はありますか。

山根委員。

○山根委員 初めのほうに戻るようなんですけれども、指定管理料についてお伺いしたいと思います。

新規で2件上がってきているということで、指定管理料の料金設定、積み上げをされたんだと思いますけれども、新規で出てきたものについての説明をお願いしたいと思います。14、16ページになると思います。

課別で質問をと言われれば、それですが。そのほうがよろしいですかね。道の駅と多文化共生推進拠点施設について。部は違いますが、一番初めに説明を受けた概要説明の中でのことなので。

○青原委員長 総務部の指定管理ではありません。

○山根委員 一番初めの概要説明の中でのことなので。後になりましたが。お願いできたら。

○青原委員長 全体の概要説明のときに聞いていただきたかったということなんです。

○山根委員 では後ほど。

○青原委員長 部分部分では聞けることはできると思いますので、企画振興部のときに質疑をしていただければというふうに思います。

暫時、休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、総務部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

これより企画振興部の審査を行います。

初めに、財政課の予算について説明を求めます。

高藤財政課長。

○高藤財政課長 それでは、財政課が所管いたします予算につきまして御説明をいたします。

まず、歳入でございます。

冒頭の部長の説明にありました、地方交付税等につきましては、重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。その他の歳入でございますが、予算書の22、23ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項、1目総務費県負担金の3,537万2,000円は、県移譲事務交付金でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

説明欄の中段、財政関係雑入といたしまして、広島県市町村振興協会市町交付金1,200万円を計上いたしております。県内各市町の財政状況に応じての交付金でございます。

続いて、歳出でございます。

47ページをお願いいたします。

中段の行政改革に要する経費といたしまして、128万7,000円を計上しております。行政改革推進懇話会の開催経費、通信運搬費101万7,000円は、行政情報サービス i J AMP のライセンス料でございます。

同じくページ下段の財務管理に要する経費といたしまして、345万9,000円を計上しております。旅費等の事務的経費と委託料335万5,000円は、財務会計のシステム改修業務でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

55ページにかけてでございますが、基金管理に要する経費を計上しております。財政調整基金を初めとする19基金の運用益等の積立金5億2,483万4,000円を計上しております。大きく増加となったものは、ふるさと応援基金、森林環境譲与税基金でございます。

続きまして、194、195ページをお願いいたします。

12款公債費でございます。元金償還に29億6,140万5,000円、利子償還に1億5,163万5,000円、一時借入金利子100万円を計上しております。

最後に予備費でございますが、3,000万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって財政課に係る質疑を終了いたします。

続いて、政策企画課の予算について説明を求めます。

河本政策企画課長。

○河本政策企画課長 政策企画課に係ります歳入歳出予算について、御説明をいたします。

最初に、歳入でございます。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料のうち、1目総務使用料、2節総務使用料の2行目、市町村運営有償運送使用料78万円は、美土里とろっこ便、及び川根もやい便に係る運賃収入でございます。

続いて22、23ページをお願いいたします。

16款県支出金のうち、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管

理費補助金の3行目、生活交通路線維持費補助金600万円は、生活路線バスの維持に対する県からの補助金でございます。

26、27ページをお願いいたします。

16款県支出金のうち、3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金、1,592万6,000円は指定統計調査に係る統計調査市町交付金でございます。

32、33ページをお願いいたします。

21款諸収入のうち、3目雑入、3節雑入の中段より下、政策企画課に係るものとしまして、代替交通ランニングコスト支援金810万円は、三江線代替交通の運行に伴うJRからの支援金でございます。この予算につきましては、令和元年度の先般の補正予算において、3年目以降の支援金を一括交付されることに伴い、増額補正を行いました。よってこの支援金は令和元年度に交付を受けましたので、いずれかのタイミングで全額減額の補正をさせていただきたいと思っております。その下、代替交通運行負担金810万円は、三江線代替交通運行に伴います三次市分の負担金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

54、55ページをお願いします。

2款総務費、7目企画費、企画調整等に要する経費のうち、企画調整事業費として197万円を計上しております。

主な事業費は、広域行政関係や各種計画の進行管理等に要する経費で、主には、負担金補助及び交付金として県地域振興対策協議会を初めとする各種負担金173万2,000円を計上しております。

続いて55ページの最下段から56、57ページにかけてでございますけれども、生活路線確保対策事業費、これは2億1,453万7,000円を計上いたしております。

主な事業費として、市内の公共交通全般に係る運行や車両等の維持管理等に要する経費で、需用費として車両の修繕及び車検等に係る費用210万円。委託料として、お太助ワゴン及び路線バス等の運行业務委託料など、1億7,240万5,000円。負担金補助及び交付金として、生活交通路線維持負担金など3,437万6,000円を計上しております。

続いて、76、77ページをお願いします。

78、79ページにかけてでございますけれども、統計調査一般事務に要する経費として、指定統計調査に要する経費を計上しております。新年度に予定しております指定統計は、国勢調査、工業統計調査、学校基本調査、経済センサス活動調査が主な調査となっております。これらに要する経費として1,597万8,000円を計上しております。

私の説明は終わり、引き続き、道の駅管理運営事業につきまして、黒田特命担当課長より説明をいたします。

○青原委員長

黒田政策企画課特命担当課長。

○黒田政策企画課特命担当課長

それでは、58、59ページをお願いいたします。

59ページの上段、道の駅の管理運営事業費として、169万2,000円を計上しています。

内容は、道の駅三矢の里あきたかた竣工式に係る経費でございます。式に係る記念品や竣工式用の施設パンフレットの印刷代、式典会場設営等の委託料でございます。

以上で、政策企画課に係ります予算の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 57ページの中段あたりなのですが、お太助ワゴンの運行業務と委託料が昨年よりちょっと高くなってるのは、来年度へ向けて何かほかな動きをされたのか。

あと59ページの先ほど道の駅運営事業者の費用ということで御説明いただいたんですが、昨年おそらく200万円でホームページを開設するというのでつけられてたんですが、令和2年度にはその辺は必要ないんかどうか。最初だけでホームページ管理料はランニングコスト的には要らないのかってところだけ2点お伺いいたします。

○青原委員長 河本政策企画課長。

○河本政策企画課長 まず最初の御質疑でございますけれども、お太助ワゴンの運行業務委託料の増額部分でございます。お太助ワゴン運行業務委託料には、ワゴンの運行に係る業務と、それから予約受付に係る業務が含まれております。来年度はこれに加えまして、5年に一度の予約受け付けシステムの更新の年となっております。したがって、その受け付けシステムの更新、約2,000万円の額が増額となっております部分の理由でございます。

以上です。

○青原委員長 黒田政策企画課特命担当課長。

○黒田政策企画課特命担当課長 ホームページの件でございますけれども、作成につきましては市のほうで行いまして、次年度以降につきましては、運営、ホームページの更新につきましては会社のほうでお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○青原委員長 新田委員。

○新田委員 観光協会でされるということで、市はノータッチということなんでしょうか。経費が上がってないということで理解しとっていいですか。

○青原委員長 黒田政策企画課特命担当課長。

○黒田政策企画課特命担当課長 ホームページの管理につきましては、会社のほうでランニングコストを見ていくようお願いをしておりますので、そういった対応をさせていただきたいと考えております。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって政策企画課に係る質疑を終了いたします。

す。

続いて、地方創生推進課の予算について説明を求めます。

高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長　それでは、地方創生推進課にかかわる予算の主なものについて御説明いたします。

最初に、歳入でございますが、予算書の28ページ、29ページをごらんください。

予算書の上のほう、18款寄附金、総務管理費寄附金2億7,000万円は、ふるさと納税制度を利用して、安芸高田市にいただく寄附でございます。

続いて、予算書の30ページ、31ページをごらんください。

この真ん中あたり、21款諸収入の農泊推進事業貸付元金収入650万円は、民泊・農泊を安芸高田市農泊推進協議会が推進するにあたって、農林水産省からの交付金が入るまで、一時的に貸し付ける貸付金を返還してもらうことによる収入でございます。この同じ額の歳出が後の説明で出てまいりますので、そこでも御説明をいたします。

予算書の32ページ、33ページをごらんください。

下のあたり、21款諸収入のコミュニティ助成事業助成金590万円は、宝くじ事業を財源として、地域振興組織の活動の助成を行うものでございます。

その下、協働のまちづくり事業助成金400万円は、公益財団法人広島市町村振興協会から市への助成金でございます。

続いて歳出でございます。

予算書の56ページ、57ページをごらんください。

まち・ひと・しごと創生事業費としまして、13万5,000円でございます。主なものは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の定期的なフォローにかかわる懇話会委員の報酬として12万5,000円でございます。

その下の定住促進事業費としまして、1,969万4,000円でございます。移住・定住を推進するための経費や当課に所属しております地域おこし協力隊にかかわる経費を計上しております。地域おこし協力隊員は、4月から新たに採用する1名と合わせて3名が当課に所属することになりまして、3名分の報酬、需用費、自動車借り上げ料などを計上しております。

12節の委託料で、本市で新たに働くことになった新社会人の業種を超えたつながりをつくる、新社会人つながりづくり事業98万1,000円を計上しております。令和元年度から始めた事業で、2年目の取り組みを行うものでございます。

続いて58ページ、59ページをごらんください。

20節の貸付金で、民泊・農泊をさらに推進して、ビジネスとして実施できるようにするために、これは歳入のところで先ほど申し上げた件でございますが、安芸高田市農泊推進協議会を中心とした体制を整えるための市からの貸付金として、650万円を協議会に貸し付けるものでござ

います。これが年度末には、農林水産省のほうから農泊推進協議会に対して、交付金が交付をされますので、先ほど歳入の部分で御説明した返還金として協議会のほうから返還をされるものでございます。この取り組みは、令和元年度に1年目の取り組みを行ってございまして、これは2年目の取り組みに当たるものでございます。

続いて、60ページ、61ページをごらんください。

この下のあたり、ふるさと応援寄附推進事業費としまして、1億3,710万円でございます。ふるさと納税制度の運用のために必要な経費を計上しております。

ふるさと納税の寄附につきましては、平成29年度は3,300万円、30年度は7,000万円、令和元年度は2億1,000万円を超えて順調に伸びてきているところであります。事務を処理をするための、会計年度任用職員の報酬としまして、154万6,000円、ふるさと納税の返礼品、これは運送費も含まれますが、その返礼品代としてふるさと応援寄附記念品9,369万2,000円。

62ページ、63ページをごらんください。

ふるさと納税のポータルサイトの運用・支援の業務委託料として、2,802万円。ポータルサイトのシステム使用料として、1,257万5,000円でございます。

続いて、66ページ、67ページをごらんください。

この資料の一番上のところ、自治振興推進事業費としまして、5,218万1,000円でございます。地域振興会の支援にかかわる経費を計上しております。1節の報酬でまちづくり委員会の委員報酬として147万7,000円。18節の補助費で、地域振興会の活動を支援する補助金として、地域振興組織活動交付金1,800万円。特色ある地域づくり事業助成金1,800万円。地域祭補助金711万円を計上しております。コミュニティ助成事業助成金590万円は、宝くじ事業を財源として地域振興組織の活動の助成を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○青原委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

児玉委員。

○児玉委員 すいません。ちょっと電卓がないんで、あれなんです。

歳入の関係で、ふるさと納税制度寄附金2億7,000万、それから歳出の関係で、ポータルサイトへの支払いとか、それから返礼品を合わせると、2億7,000万いただきますけれども、実質使えるお金っていうのは幾らなんでしょうか。

○青原委員長 高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 単純な計算でいきますと、歳入で入ってくる2億7,000万円から1億3,710万円を引いた額が、純粋に市の歳入としてふえる部分ということになります。

○青原委員長 児玉委員。

○児玉委員 半分ということですね。ということは、大体よく説明されるときに、2億7,000万という数字が出るんですが、市民の皆さんも誤解されるんですけれども、2億7,000万入って、2億7,000万がそのまま使えるんだと。そこはちょっと広報のあり方を変えないと、実質使えるのは半分ですよというところは、その少し説明が要るんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えが何かあれば。

○青原委員長 高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 国の指針などが最近入っておって、返礼品については30%以内、かかる経費については50%以下を目指しなさいというふうなことが出されております。

そういったことが報道されてるから、この金額をどちらを表現するのがよいかというのは、それぞれの、そこを知っていただいている前提で、寄附額をPRという形で御説明をさせていただいております。というのがまず1点と。

あとはこの寄附していただく額については、一たん基金のほうに全額積み立てをして、それを翌年度以降に事業の財源として使うというところがございます。その財源として使うときには、この寄附の金額は実はこれだけかかってたんだということを前提として、財源として充当するわけではありませんので、そちらを意識して説明をしているということになるのかもしれないなと思います。

ただ、ふるさと納税の効果をPRする際に、実際にそういった経費もかけながらやっておるということをお伝えするというのは必要なことかと思っておりますので、今後考えていきたいと思っております。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今、同僚議員がおっしゃったとおりで、わかりやすくするというのが第一の条件だとは思いますが、かなり応援品で、地域が活性化されとるっていう事実もあります。

ということは、広報紙等でしっかりその辺を広報していただいたら、市民の御理解もさらにまた同僚議員がおっしゃいましたが、さらに高まって、さらにまた御友人なり、広報してくださるかなというのを私は感じておりますので、その辺をちょっとつけ加えておきます。

以上です。

○青原委員長 高下地方創生推進課長。

○高下地方創生推進課長 ありがとうございます。

ふるさと納税については、安芸高田市も昨年何度か取り上げられて、非常に市民の方の注目も集まっているところがあると思っておりますので、もっと市としても、それがどういうふうメリットが出ているというのは、広報に努めていきたいと考えます。ありがとうございます。

○青原委員長 よろしいですか。



ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって地方創生推進課に係る質疑を終了いたします。

これより、企画振興部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、企画振興部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。

これより、会計課の審査を行います。

会計課の予算について説明を求めます。

兼村会計管理者。

○兼村会計管理者 それでは、会計課が所管をいたしております予算について、説明をいたします。

会計課は、一般会計及び各特別会計の事業執行に伴います歳入の受け入れ、歳出の払い出しなど、出納にかかわる事務を執行いたしております。

初めに、歳入につきまして御説明いたします。

予算書の30、31ページをお願いいたします。

21款諸収入、2項、1目の市預金利子として、71万5,000円を計上いたしております。これは、期中の歳計現金等、余裕財源の短期定期預金運用による利子収入でございます。定期預金利率の減などに伴い、令和元年度と比べ、26万8,000円の減額となっております。

次に、歳出予算でございますが、46、47ページをお開きください。

47ページ下段、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、会計管理に要する経費は、総額597万3,000円で、前年度と比べ、35万9,000円の増額となっております。増額理由といたしましては、コンビニ収納処理件数の増加に伴う役務費手数料の増でございます。

49ページをお開きください。

主たる経費は、帳票等印刷製本費などで、10節需用費に15万円、市税や各種使用料などの収納に要する関係金融機関への手数料やコンビニ収納処理手数料などで、11節役務費に581万2,000円を計上しております。

以上、会計課が所管いたします予算の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 中国新聞でも恐らく、せんだって発表になったと思うんですが、キャッシュレスで市税が払えるというところで、来年度で令和2年度で恐らく計上されていらっしゃると思うんですが、その辺を詳しく御説明いただけますか。

○青原委員長 兼村会計管理者。

○兼村会計管理者 来年度からキャッシュレス、いわゆるスマホ収納でございますけれども、それが4月より始まります。その手数料につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、コンビニ収納処理手数料の中に組み込ませていただいております。

スマホ収納の内訳でございますけれども、一応広島銀行さんがやっておられますP a y B、それとP a y P a y、そしてL I N E P a y、この3つを地銀ネットワークサービスによるスマートフォン等の電子機器による決済サービスということで、先ほども説明いたしましたけれども、コンビニ収納処理手数料の中に組み込ませていただいております。

以上です。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、会計課の審査を終了いたします。

続いて、行政委員会総合事務局の審査を行います。

行政委員会総合事務局の予算について説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長 それでは、行政委員会総合事務局が所管する事業の予算について、要点の説明をいたします。

まず、歳入につきまして、予算書の27ページをお願いいたします。

説明欄2段目、16款県支出金、3項、1目、3節選挙委託金1,000円については、在外選挙人名簿登録事務に係る委託金でございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

58、59ページをお願いいたします。

59ページの説明欄、中段、公平委員会の運営に要する経費として、44万6,000円を計上しております。

主なものは、1節報酬19万8,000円の公平委員3名日額報酬でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

69ページの説明欄中下段、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費として、13万5,000円を計上しております。

主なものとして、1節報酬11万2,000円は、固定資産評価審査委員3名の日額報酬でございます。

続いて、72、73ページをお願いいたします。

73ページの説明欄中段、選挙管理委員会の運営に要する経費として、一般職員人件費を除き、選挙管理委員会費として93万3,000円を計上しております。

主なものとして、1節報酬75万6,000円は、選挙管理委員4名の月額報酬でございます。

次にその下の段、選挙啓発に要する経費、選挙啓発事業費として47万5,000円を計上しております。

主なものとして、13節使用料及び賃借料14万6,000円は、生徒議会の開催に係る送迎バスの借り上げ料でございます。

次の18節負担金補助及び交付金27万4,000円は、安芸高田市明るい選挙推進協議会への啓発活動補助金でございます。

その下、市長選挙に要する経費として、2,042万円を計上しております。これは4月12日執行予定の任期満了に伴う安芸高田市長選挙に係る執行経費でございます。

主なものとして、一般職員人件費、3節職員手当等702万円は、期日前投票及び当日投開票事務従事者の時間外勤務手当などです。

次に、市長選挙費1,340万円のうち、主なものとして1節報酬に222万8,000円は、投票管理者等の報酬です。

75ページの上の段をお願いいたします。

10節需用費125万7,000円は、選挙公報の印刷代等。11節役務費373万9,000円は、選挙運動用通常はがき等の郵送料。

12節委託料195万6,000円は、ポスター掲示場の保守・撤去に係る委託料で、18節負担金補助及び交付金330万3,000円は選挙運動費用の公費負担などでございます。

次に、市議会議員選挙に要する経費として、4,571万5,000円を計上しております。これは、本年11月30日任期満了に伴う市議会議員一般選挙に係る執行経費でございます。このうち、一般職員人件費、3節職員手当等976万6,000円は、投開票事務従事者の時間外勤務手当などです。

次に、市議会議員選挙費3,594万9,000円のうち、主なものとして、10節需用費717万円は、ポスター掲示板の購入、投票用紙、選挙公報の印刷代等。11節役務費594万4,000円は、入場券はがき等の郵送料。12節委託料487万6,000円は、ポスター掲示板の設置、撤去の委託料。18節負担金補助及び交付金1,343万8,000円は、選挙運動費用の公費負担などでございます。

77ページ上の段をごらんください。

市議会議員補欠選挙に要する経費として734万1,000円を計上しております。これは、4月12日執行予定の安芸高田市議会議員補欠選挙に係る執行経費でございます。

主なものとして、12節委託料195万6,000円は、ポスター掲示板の保守、撤去に係る委託料。18節負担金補助及び交付金335万6,000円は、選挙運動費用の公費負担等でございます。

最後に78、79ページをお願いいたします。

79ページの説明欄中段、監査事務に要する経費として、一般職員人件費を除き、監査委員費109万4,000円を計上しております。

主なものとして、1節報酬98万4,000円は、委員2名の月額報酬でございます。

以上で、行政委員会総合事務局が所管する事業の予算について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。  
児玉委員。

○児玉委員 今回4月12日に市長と県議会と市議会の補欠選挙があるわけです。これは別々にやった場合と、今回一緒になりますけれども、一緒にやることのメリットは金額的にはどれぐらい出てくるんですか。

○青原委員長 国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長 今回3つの選挙が同日、同時という形となっております。正確な比較というのは、資料としては作成はしてありませんが、どちらにしても開票経費、投票所経費等は共通なものでございますので、その辺については別々にやるよりは、同日にやるほうが、当然3つであれば3分の1、イメージ的なものとなりますけれども、3分の1で済むという面がございます。

ほかのものについては、それぞれ別個に、やはり必要だということになりますので、それについては変わりません。

以上です。

○青原委員長 児玉委員。

○児玉委員 例えば市長選で言うと、一般職員人件費を上げとってですが、市議会議員の補欠選挙のところには、今の一般職員の人件費は出てこないですから、その部分なんかも恐らくこれから見ると、削減になるんじゃないかと思うんですよ。そうしたときに、もし市長選が例えば仮に無投票になった場合というのは、これは市議会議員の補欠選挙のほうは、人件費は要らないということになるんですか。どうなるんですか。その点をお願いします。

○青原委員長 国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長 今回3つの選挙で、執行日程の決定する時期がちょっとずれておりまして、実は県議会議員補欠選挙のほうは当初予算には含まれておりません。当初上がってくるのが、市長選挙、及びこの市議会議員の補欠選挙ということで、市の選挙、今回法的には同時選挙という扱いになりまして、いわゆる親選挙である市長選挙に対して、市議の補欠選挙が便乗して、1名の欠員であっても執行されるという形になりまして、予算的には親選挙である市長選挙のほうへ組ませてもらっておりますが、仮に今の言われた無投票となった場合の予算的には、事業間で流用させていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○青原委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局に係る質疑を終了いたします。  
ここで、説明員交代のため暫時休憩をいたします。  
御苦労でした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時14分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 休憩を閉じて、再開をいたします。  
これより、消防本部・消防署の審査を行います。  
初めに消防総務課の予算について説明を求めます。  
近藤消防次長兼消防総務課長。

○近藤消防次長兼消防総務課長 それでは、令和2年度の常備消防費のうち、消防総務課が所管いたします予算について、説明をさせていただきます。

最初に歳入の主なものでございます。

予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、3目雑入、2節救急支弁金としまして、468万8,000円を計上しております。この救急支弁金は、西日本高速道路株式会社から高速道路における救急業務に対して、交付される支援金でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

150ページ、151ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございます。常備消防に要する経費のうち、消防総務管理費といたしまして、2,759万4,000円を計上しております。

8節旅費の主なものは、各種資格取得に必要な講習会等への参加や消防学校、消防大学校への入校に係る旅費及び救急救命士養成に伴う旅費が主なものでございます。

次に、10節需用費でございますが、主なものは、消防職員の被服関係貸与品の購入費、消防庁舎の光熱水費及び修繕に係る経費などを計上させていただきます。

12節委託料でございますが、主なものは、庁舎清掃、受水槽清掃などの一般業務委託料、消防支援情報管理システムなどの保守点検委託料でございます。

次に、153ページ説明欄をごらんください。

13節使用料及び賃借料でございますが、主なものは、公用車リース、消防支援情報管理システムなどの事務機器、寝具などの衛生器具借上料でございます。

18節負担金補助及び交付金でございますが、主なものは、職員の消防学校等への入校負担金や各種研修負担金、及び救急救命士の養成所への入所負担金を計上させていただいております。

以上で、説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 151ページで、昨年も一般職員の人件費ということで、人数分お聞きしたんですが、ことしも昨年同様になってるのか。それとも、若干5名ふやすということで聞いてたんで、その分だけふえてるのか。その辺をお伺いします。

○青原委員長 近藤消防次長兼消防総務課長。

○近藤消防次長兼消防総務課長 人件費についてでございますが、人数につきましては3名分増加しておる経費を計上させていただいております。

以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって消防総務課に係る質疑を終了いたします。

続いて、消防課の予算について説明を求めます。

吉川消防課長。

○吉川消防課長 続きまして、消防課が所管します予算につきまして、御説明いたします。

予算書152ページ、153ページをお願いいたします。

153ページ下段にございます消防活動管理費としまして、2,318万9,000円を計上しております。

主なものといたしまして、11節役務費でございますが、119番通報に関する発信地検索通信料及び北部分駐所や消防救急デジタル無線等の専用回線の使用料に係る経費が主なものでございます。

12節委託料は、デジタル無線設備、消防緊急指令施設、及びお太助フォンで行う消防団出動指令のネットワークシステムなどの保守点検委託料が主なものでございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料でございますが、デジタル無線アンテナを架設させていただいております、NTTの鉄塔の借り上げ料、また聴覚言語障害に対応するネット119システムの使用料、及び119番多言語同時通訳サービスの使用料が主なものでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは広島圏域メディカルコントロール協議会への負担金でございます。

以上で消防課の説明を終わります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

- 青原委員長 質疑なしと認め、これをもって消防課に係る質疑を終了いたします。  
続いて、予防課の予算について説明を求めます。  
彌益予防課課長補佐。
- 彌益予防課課長補佐 それでは、予防課が所管します予算の概要を説明いたします。  
予算書の18、19ページをお開きください。  
歳入の主なものでございますが、14款使用料及び手数料、2項手数料、  
下段5目消防手数料に、危険物許可事務などの手数料として、30万8,000  
円を計上しております。  
続きまして、36、37ページをお開きください。  
21款諸収入、5項雑入、3節雑入、上段、コミュニティ助成事業助成金  
として40万円を計上しております。  
続きまして、予算書152、153ページをお開きください。  
歳出でございますが、中段の火災予防費に、125万6,000円を計上して  
おります。  
主たるものとして、10節需用費に、予防業務にかかわる消耗品、車両  
の燃料費などの経費40万4,000円を計上しております。  
次に、13節使用料及び賃借料に、車両リースにかかわる経費19万  
6,000円を計上しております。  
最後に、17節備品購入費に、幼年消防クラブ用鼓笛セットにかかわる  
経費など46万7,000円を計上しております。  
以上で、予防課が所管いたします予算の概要について説明を終わります。
- 青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 青原委員長 質疑なしと認め、これをもって予防課に係る質疑を終了いたします。  
続いて、警防課の予算について説明を求めます。  
下津江警防課長。
- 下津江警防課長 警防課が所管します予算の概要について、御説明いたします。  
予算書の154、155ページをお開きください。  
中段、現場活動費に、985万9,000円を計上しております。  
主なものといたしまして、1節報酬は、事業所等への防火指導や、応  
急手当講習を行う会計年度任用職員の報酬を計上しております。  
次に、10節需用費は、消火活動や救急業務に使用する消防ホースや救  
急消耗品、消防車、救急車の燃料費、及び車検、法定点検などに係る部  
品、整備代を計上しております。  
次に、11節役務費は、救急出動時の病院手配に使用する携帯電話通信  
代、消防車、救急車の車検、法定点検手数料、及び自賠責保険料などの  
経費を計上しております。  
以上で、警防課の所管いたします予算の概要について説明を終わります。
- 青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって警防課に係る質疑を終了いたします。  
これより、消防本部・消防署全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 近年の災害の多発化、あるいは今回のコロナウイルス等の災害に近いようなものですけれども、こういったことに対して、消防としては基本的なことが令和2年度に対して、どのように考えてやっておられるか。そういう柱についてお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○青原委員長 山平消防長。

○山平消防長 近年、想定外というようなことも表現もありますけれども、そうした自然災害等が全国各地で頻繁に発生しておりましたり、また今回もコロナウイルスという形で、全国的に大変多くの皆さんが心配をされておるとい状況があります。

消防本部といたしましては、これらの情報をいち早く正確に把握することに務め、それぞれの状況に応じた活動が迅速に展開できるように、職員に周知徹底をしてまいりたいというように考えております。

ちなみに、少しづれますけれども、今回コロナウイルスに関しましては、隣接する山口県で発症者が確認されたということがございました。このことについては、2月17日の段階で、当本部では隣接する県において、そういう発症者が確認された場合、いわゆる119番通報、救急患者の移送に際しては、37.5度以上ある傷病者に対しては、全てマスクを着用するように周知をしておるところであります。

また、いろいろな情報を先ほども申しましたけれども、的確に情報収集に努めて適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青原委員長 熊高委員。

○熊高委員 本当に想定外ということで、消防の皆さんも大変だと思いますけれども、人員体制、あるいは設備体制、そういったものを十分整えられて、職員の皆さんが特にそういった危険にさらされる場に一番前面に出られるわけですから、そういった管理も含めて万全の体制を組んでいただくよう、要望して終わります。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○青原委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、消防本部・消防署の審査を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。

次回は、明日6日、午前9時より再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時29分 散会